

平成29年10月24日

〒286-0202

千葉県富里市日吉倉3007-9

弁護士法人房総法律 成田事務所

電話 0476-91-3481

FAX 0476-91-3459

秋葉幸一代理人弁護士 吉永 雄二

同 後藤 裕造

申し入れ書

元成田北高校教職員の秋葉幸一氏（以下、「秋葉氏」という。）に関して、以下の事項につき、平成29年11月末日までに、文書にて回答を要請する。

1 勧告から約1年間もの時間が経過した後で刑事告発に至った理由について

千葉県教育委員会は秋葉氏に対して、平成28年5月20日付で勧告書を交付している。そして、上記勧告から約1年間もの時間が経過した後である平成29年5月ごろに刑事告発が行われている。

通常では考えられない時間が経過してから刑事告発に至っているが、この間に何があったのか。刑事告発に至る経過等、時系列に沿って回答されたい。

2 生徒個人情報を持ち出した時期について

朝日新聞の平成29年9月14日付及び平成28年4月20日付記事では、秋葉氏が生徒個人情報を持ち出した時期について、同人の「退職間際」とされている（この記事は千葉県教育委員会の発表に基づいている）。

しかし、秋葉氏は成田北高校に平成22年4月から平成27年3月まで在籍しており、転勤2年目の平成23年から学校情報処理業務を遂行するために生徒個人情報を自宅に持ち帰っていた。

千葉県教育委員会は、秋葉氏が生徒個人情報を持ち出した時期につき、どのように把握しているのか。

3 個人情報の目的外収集について

東京新聞の平成29年9月6日付記事によると、秋葉氏の行為は個人情報の「目的外収集」に当たるとのことだが（千葉県教育委員会の教職員課の担当者談）、秋葉氏が在職中及び退職後も個人情報を持って

いたのは、学校情報処理業務を遂行するためであり、目的外収集に当たらないのではないかと。秋葉氏が退職後、成田北高校に情報処理業務引き継ぎのために出向いたこと（平成27年5月に3回位）及び当時の教頭がそのことを黙認していたこと（秋葉氏は教頭がいる前で情報処理業務引き継ぎの作業をしていたこと）を確認していただいたうえで、目的外収集に当たるか否か回答されたい。

4 持ち出された生徒個人情報の数について

朝日新聞の平成29年9月14日付記事によると、秋葉氏に持ち出された生徒個人情報の数は、「約3000名」とされている。

しかし、秋葉氏は成田北高校に5年間しか勤務しておらず、その間に関わった生徒数は約1500名程度だと認識している。

千葉県教育委員会が発表した上記約3000名という数の根拠は何か。

5 学校情報処理業務の運用について

秋葉氏は学校関係の全てのデータを消去している。

その一方で、成田北高校は秋葉氏が退職してから2年半後の現在においても、秋葉氏の開発したマクロプログラムを使用して学校情報処理業務を一部行っていると聞いている。このような運用が続いて何か問題が発生したとしても、秋葉氏は責任を取れないので、現在も成田北高校が秋葉氏の開発したマクロプログラムを使用して学校情報処理業務を行っているようであれば、即刻停止するよう要請する。

以上

（付記）

差出人 〒286-0202
千葉県富里市日吉倉3007-9弁護士法人房総法律

弁護士 吉永雄二

受取人 〒260-8662
千葉県千葉市中央区市場町1-1中庁舎9階

千葉県教育委員会御中

郵便認証司

29. 10. 24

この郵便物は平成29年10月24日
第12461009971号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番：2017102416071300100000号

2 / 2 頁

東京
29. 10. 24
12-18